

# 京都市ちびっこひろば助成要綱

昭和 42 年 7 月 4 日 制定

昭和 52 年 7 月 4 日 改正

平成 14 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、子どもたちの健全な育成と地域コミュニティの形成を図るため、市民自らが行う子どもたちの安全な広場づくりに対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「ちびっこひろば」(以下「ひろば」という。)とは、市民が自ら土地を確保し、維持管理を行う広場として、この要綱による助成を受けたものをいう。

## (助成の要件)

第 3 条 この要綱による助成の対象となる広場は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 子どもたちの遊び場に適した安全で平らな空地で、周辺地域に居住する子どもたちに開放できるものであること。
- (2) 市民が確保した土地であり、かつ長年にわたり無償で使用できるものであること。
- (3) 大人たちの監視の行き届く場所にある土地であること。
- (4) 管理者又は管理委員会等の組織を置き、将来にわたり良好な維持管理ができるものであること。

## (助成の内容)

第 4 条 この要綱による助成は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

- (1) 「ひろば」を新たに設ける場合は、次に掲げるものの支給及び設置工事

ア 砂場、ベンチ等の遊具類

イ 安全対策上必要と認められる柵

- (2) 「ひろば」の維持管理上又は安全対策上必要な遊具類、柵（以下「遊具類等」という。）の増設又は補修工事、清掃用具・遊具修繕に係る用具の支給等。ただし、技術的又は経費的に、管理者等において当該工事等を実施することが困難と市長が認めた場合に限る。

(助成の申請)

第 5 条 前条の規定による助成を受けようとする者は、「ちびっこひろば助成申請書」（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、第 3 条に規定する管理者（管理委員会等の組織にあっては、その代表者。以下同じ。）から行うものとする。

(助成の決定及び交付)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、審査のうえ助成することが適当と認めるときは、「ちびっこひろば助成決定通知書」（第 2 号様式）により申請者に通知するとともに、第 4 条に規定する助成を行うものとする。

(維持管理)

第 7 条 管理者及び管理委員会等の組織を中心とする地域の人々は、「ひろば」の清掃や「遊具類等」の点検など、「ひろば」を安全かつ快適な状態に維持するよう努めなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による維持管理が適正に行われるよう、指導することができるものとする。

(届出等)

第 8 条 管理者は、管理者を変更しようとするときは、「ちびっこひろば管理者変更届」（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 管理者は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに市長に連絡しなければならない。

(1) 「遊具類等」の設置等の際し、助成の必要が生じたとき。

- (2) 「ひろば」に新たに「遊具類等」を設置するとき。
- (3) 「遊具類等」の破損その他「ひろば」の安全な利用に支障を生じるおそれがあるとき。
- (4) 「ひろば」を廃止しようとするとき。
- (5) その他、行事の開催等。

3 管理者は、「ひろば」を廃止しようとするときは、「ちびっこひろば廃止届」(第4号様式)により届け出なければならない。

(助成の廃止)

第9条 市長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、助成を廃止し、「遊具類等」の撤去工事を行うものとする。

- (1) 「ひろば」として供している土地について、当該土地の所有者から返還の申し出があったとき。
- (2) 管理者から「ひろば」の廃止の申し出があったとき。
- (3) 管理者又は管理委員会等の組織において、安全かつ適正な維持管理ができないとき。
- (4) 「ひろば」の利用者がいなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、助成を継続することが不適當な事由が生じたとき。

(補則)

第10条 その他、この要綱の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

本要綱は、昭和42年7月4日から施行する。

附 則

本要綱は、昭和52年7月4日から施行する。

附 則

本要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。